

# 厚生労働大臣の定める掲示事項により、当院では下記のとおり掲示致します

2025.4.1 松本協立病院院長 佐野達夫

## 1 病床数に関する事項

1. 当院の病床数は 199 床((急性期一般入院料 1 届出:DPC 対象病院) 83 床 地域包括ケア病棟 59 床 地域包括医療病棟 49 床 HCU 8 床)

## 2 入院基本料に関する事項

1. 当院では、1 日の入院患者人数に対する看護職員を以下の通り配置し、交代で 24 時間看護を行っています。なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、各病棟に掲示しておりますのでご参照ください。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

一般病棟	入院患者 7 人に対して看護職員 1 人以上
HCU 病棟	入院患者 4 人に対して看護職員 1 人以上
地域包括ケア病棟	入院患者 13 人に対して看護職員 1 人以上
地域包括医療病棟	入院患者 10 人に対して看護職員 1 人以上

## 3 救急告示に関する事項

1. 救急告示医療機関 (二次救急)

## 4 看護に関する事項

1. 当院では厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

## 5 標榜科に関する事項

内科／循環器内科／消化器内科／呼吸器内科／リハビリテーション科／小児科／外科／肛門外科／泌尿器科／心臓血管外科／放射線科／麻酔科  
／精神科／歯科

## 6 保険医療機関の従業員以外による看護に関する事項

1. 当院においては患者負担による付添看護を行っておりません。

## 7 特別管理による給食及び特別な病室に関する事項

1. 当院は特別管理給食の県知事承認を受けておりますので、管理栄養士によって管理された給食を適時(朝食 午前 8 時、昼食 午後 0 時、夕食 午後 6 時)適温で提供され、週 4 回の食事選択メニューを実施しています。また食堂における食事を行っています。

2. 入院中の食事に関する負担額は次のとおりです。

入院中の食事についての標準負担額…1 食につき 490 円 ただし、次の場合にはそれぞれ以下の金額に軽減されます。

- ① 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等…1 食 280 円
- ② 世帯全員が市町村民税非課税であって、過去 1 年間の入院期間が 90 日以内の場合…1 食 230 円
- ③ 世帯全員が市町村民税非課税であって、過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合…1 食 180 円
- ④ 世帯全員が市町村民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる場合、老齢福祉年金を受給している場合…1 食 110 円

3. 当院では特別な病室(個室又は 2 人部屋等)を含むすべての病室において室料差額は一切徴収しておりません。

## 8 保険外負担に関する事項

当院では以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ① 文章料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く)1通 550円～88,000円 ②紙おむつ1枚につき55円～110円 その他については別紙料金表にて掲示しております。詳しくは医事課職員にお尋ねください。

## 9 特定療養費に関する事項

当院では「特別の療養環境の提供」や「他の医療機関から紹介によらず来院した患者様の初診に関わる費用」「入院期間が180日を超える入院料とその他の看護に関わる料金」などの特別療養費は徴収していません。歯科に関しては「金属床総義歯」の特別療養費があります。

10 診療情報の開示について 当院では「松本協立病院診療情報開示に関する基準」に基づき診療情報開示申請を受け付けております。

11 当院では医療相談窓口、入退院支援部門を設けております

12 医療安全に関する相談及び支援を行っております。

この掲示についてのご質問は4階事務長室にて承っております。

松本協立病院 院長